

○草津市景観条例施行規則

平成24年7月17日

規則第34号

改正 平成25年10月15日規則第52号

改正 平成28年1月20日規則第1号

草津市景観条例施行規則（平成23年草津市規則第6号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 景観計画（第4条—第15条）
- 第3章 行為の規制（第16条—第26条）
- 第4章 景観協定（第27条—第34条）
- 第5章 景観重要建造物等（第35条—第55条）
- 第6章 景観づくり市民団体（第56条—第60条）
- 第7章 景観審議会（第61条—第66条）
- 第8章 雑則（第67条—第69条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）および景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）ならびに草津市景観条例（平成24年草津市条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、法および省令ならびに条例において使用する用語の例による。

（条例第2条第4号アの規則で定める工作物）

第3条 条例第2条第4号の規則で定めるものは、次の各号に掲げる工作物とする。

- (1) 煙突またはごみ焼却施設
- (2) アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの（屋外

広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物（以下「屋外広告物」という。）に該当するものを除く。）

- (3) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）
- (4) 彫像その他これに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）
- (5) 高架水槽
- (6) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設
- (7) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- (8) 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設
- (9) 地上に設置する太陽光発電設備（集熱利用のものを含む。）
- (10) 送電線鉄塔およびその電線路

第2章 景観計画

（景観計画の策定または変更の提案）

第4条 法第11条第1項または第2項の規定による景観計画の策定または変更の提案は、景観計画策定等提案書（別記様式第1号）を市長に提出して行うものとする。

2 前項の提案書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 提案に係る区域を表示する図面
- (2) 景観行政団体および景観計画に関する省令（平成16年農林水産省令・国土交通省令・環境省令第1号）第4条に定める図書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（景観形成重点地区準備会設立の認定の申請）

第5条 条例第12条第1項の認定の申請をしようとする者は、景観形成重点地区準備会設立認定申請書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 景観形成重点地区準備会の規約
- (2) 区域を表示した図面
- (3) 構成員名簿

- (4) 活動方針、活動計画等に関する事項を記載した書面
- (5) 構成員が条例第12条第2項の土地所有者または第9条に規定する者であることを証する書面
- (6) その他市長が必要と認める書類
(景観形成重点地区準備会設立の認定基準)

第6条 市長は、条例第12条第1項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る団体が次の各号のいずれの基準にも適合すると認めるときは、当該団体を景観形成重点地区準備会として認定することができる。

- (1) 活動の目的および内容が景観計画に定められた景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に則したものであること。
- (2) 目的達成のため必要な実質的かつ継続的な活動が行われることが見込まれること。
- (3) 活動の対象となる区域が、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であること。
- (4) 条例第12条第2項の土地所有者または第9条に規定する者10人以上で組織されていること。

(景観形成重点地区準備会設立の認定の通知)

第7条 市長は、条例第12条第1項の認定をしたときは、その旨を景観形成重点地区準備会設立認定通知書(別記様式第3号)により当該認定を申請した者に通知するものとする。

(変更の届出)

第8条 条例第12条第1項の認定を受けた者の代表者は、第5条第2項各号に掲げる書類の記載事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を景観形成重点地区準備会規約等変更届出書(別記様式第4号)により市長に届け出なければならない。

2 前項の景観形成重点地区準備会規約等変更届出書には、第5条第2項各号に掲げる書類のうちその内容が変更されたものを添付しなければならない。

(景観形成重点地区準備会の構成員)

第9条 条例第12条第2項の規則で定める者は、景観形成重点地区候補地の指定が提案される土地の区域内の建物の所有者および賃借人とする。

(景観形成重点地区候補地の指定の提案)

第10条 条例第13条第3項の提案をしようとする者は、景観形成重点地区候補地指定提案書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の提案書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 景観形成重点地区候補地の指定を提案する区域を表示した図面
- (2) その他市長が必要と認める書類

(景観形成重点地区協議会設立の認定の申請)

第11条 条例第14条第1項の認定の申請をしようとする者は、景観形成重点地区協議会設立認定申請書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 景観形成重点地区協議会の規約
- (2) 構成員名簿
- (3) 活動方針、活動計画等に関する事項を記載した書面
- (4) 条例第14条第2項の土地所有者および第15条に規定する者の一覧表
- (5) 構成員が条例第14条第2項の土地所有者または第15条に規定する者であることを証する書面
- (6) その他市長が必要と認める書類

(景観形成重点地区協議会設立の認定基準)

第12条 市長は、条例第14条第1項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る団体が次の各号のいずれの基準にも適合すると認めるときは、当該団体を景観形成重点地区協議会として認定することができる。

- (1) 活動の目的および内容が景観計画に定められた景観形成重点地区における良好な景観の形成に関する方針に則したものであること。
- (2) 目的達成のため必要な実質的かつ継続的な活動が行われることが見込まれること。
- (3) 活動の対象となる地区の住民その他の関係者の財産権その他の権利を不当に制限するものでないこと。
- (4) 条例第14条第2項の土地所有者および第15条に規定する者の3分の2以上で組織されていること。

(景観形成重点地区協議会設立の認定の通知)

第13条 市長は、条例第14条第1項の認定をしたときは、その旨を景観形成重点地区協議会設立認定通知書(別記様式第7号)により当該認定を申請した者に通知するものとする。

(変更の届出)

第14条 条例第14条第1項の認定を受けた者の代表者は、第11条第2項各号に掲げる書類の記載事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を景観形成重点地区協議会規約等変更届出書(別記様式第8号)により市長に届け出なければならない。

2 前項の景観形成重点地区協議会規約等変更届出書には、第11条第2項各号に掲げる書類のうちその内容が変更されたものを添付しなければならない。

(景観形成重点地区協議会の構成員)

第15条 条例第14条第1項および第2項の規則で定める者は、景観形成重点地区内の建物の所有者および賃借人とする。

第3章 行為の規制

(行為の届出)

第16条 条例第17条第1項の届出書は、草津市景観計画区域内における行為の届出書(別記様式第9号)によるものとする。

2 条例第17条第1項の規則で定める図書は、別表に定める図書とする。

(変更届出書)

第17条 法第16条第2項の規定による届出は、草津市景観計画区域内における行為の変更届出書(別記様式第9号)に、同条第1項の規定による届出に添付した図書のうち当該変更の内容を表示したものを添付して行うものとする。

(完了等の届出)

第18条 条例第18条第1項の規定による届出は、草津市景観計画区域内における行為の完了届出書(別記様式第10号)を市長に提出して行うものとする。

2 前項の完了届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 建築物または工作物の敷地の位置および当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2500分の1以上のもの

(2) 当該敷地内における建築物または工作物の位置を表示する図面で縮尺100分

の1以上のもの

- (3) 2方向以上から撮影した当該届出に係る行為が完了した後の状況を示す写真
(色彩を識別することのできるものに限る。)

3 条例第18条第2項の規定による届出は、草津市景観計画区域内における行為の中止届出書(別記様式第11号)を市長に提出して行うものとする。

(勧告の手続、公表等)

第19条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書(別記様式第12号)により行うものとする。

2 条例第19条第3項の規定による公表は、告示により行うものとする。

3 条例第19条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 勧告を受けた者の住所および氏名(法人その他の団体にあつては、主たる事務所所在地ならびにその名称および代表者の氏名)

(2) 勧告に係る行為の場所

(3) その他市長が必要と認める事項

4 条例第19条第3項の規定による公表をしようとするときは、公表通知書(別記様式第13号)により対象となる行為をした者に通知するものとする。

5 条例第19条第3項の規定による意見の聴取は、意見を記載した書面を提出させて行うものとする。

(届出に代わる通知)

第20条 法第16条第5項後段の規定による通知は、草津市景観計画区域内における行為の通知書(別記様式第14号)に、省令第1条第2項および第18条第2項に規定する書類を添付して行うものとする。

(条例第20条第1号の規則で定める行為)

第21条 条例第20条第1号の規則で定める行為は、通常管理行為、軽易な行為および次に掲げる行為とする。

(1) 次に掲げる建築物の新築、増築、改築または移転

ア 建築物(塀を除く。)の新築、増築、改築または移転で、その新築、増築、改築または移転に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの(新築、増築または改築後の建築物の高さが5メートルを超えることとなるものを除

く。)

イ 高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下の塀の新築、増築、改築または移転（増築または改築後の塀の高さが1.5メートルまたは長さが10メートルを超えることとなるものを除く。）

(2) 次に掲げる工作物の新設、増築、改築または移転（増築または改築後のアからエまでに掲げる工作物の高さまたは長さが、それぞれアからエまでに規定する高さまたは長さをを超えることとなるものを除く。）

ア 次条第3号に掲げる工作物で、高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下のものの新設、増築、改築または移転

イ 第3条第1号から第8号に掲げる工作物で、高さが5メートル以下のものの新設、増築、改築または移転

ウ 第3条第9号に掲げる工作物（モジュールの面積の合計が100平方メートル以下のものに限る。）で、高さが5メートル以下のものの新設、増築、改築または移転

エ 次条第4号に掲げる工作物で、高さが1.5メートル以下のものの新設、増築、改築または移転で、その新設、増築、改築または移転に係る部分の築造面積の合計が100平方メートル以下であるもの

(3) 次に掲げる建築物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更

ア 建築物（塀を除く。）の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更で、その外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下であるもの

イ 第1号イに規定する塀の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更

(4) 第2号アからエまでに規定する工作物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更

(5) 次に掲げる木竹の伐採

ア 高さが5メートル以下の木竹の伐採

イ 林業を営むために行う木竹の伐採

- (6) 次に掲げる屋外における物件の堆積
 - ア 高さが1.5メートル以下の屋外における物件の堆積で、その物件の堆積に係る部分の面積が100平方メートル以下であるもの
 - イ 堆積された物件を外部から見通すことができない場所での屋外における物件の堆積
 - ウ 物件の堆積の期間が30日を超えて継続しないもの
- (7) 切土により生ずるのり面の高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下の土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更で、その開墾、採取、掘採その他土地の形質の変更に係る部分の面積が100平方メートル以下であるもの
- (8) 盛土により生ずるのり面の高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下の水面の埋立てまたは干拓で、その埋立てまたは干拓に係る部分の面積が100平方メートル以下であるもの
- (9) 滋賀県文化財保護条例（昭和31年滋賀県条例第57号）に規定する滋賀県指定有形文化財または滋賀県指定有形民俗文化財に指定された建築物または工作物の増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更
- (10) 草津市文化財保護条例（昭和53年草津市条例第8号）に規定する草津市指定有形文化財または草津市指定有形民俗文化財に指定された建築物または工作物の増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更
- (11) その他市長が景観形成上支障のないものとして特に認める行為
（条例第20条第2号の規則で定める工作物）

第22条 条例第20条第2号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 第3条第1号および第3号から第10号までに掲げる工作物
- (2) 第3条第2号に掲げる工作物（第5号に該当するものを除く。）
- (3) 垣（生垣を除く。）、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの
- (4) 汚水または廃水を処理する施設
- (5) 電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路またはこれらの支持

物（第3条第10号に該当するものを除く。）

（条例第20条第3号の規則で定める行為）

第23条 条例第20条第3号の規則で定める法令または他の条例の規定に基づく許可、認可、届出、協議等を要する行為は、森林法（昭和26年法律第249号）に規定する地域森林計画の対象となっている民有林または保安林における開発行為、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更、木竹の伐採または水面の埋立てもしくは干拓で、同法による許可を要する行為とする。

（条例20条第4号の規則で定める区域）

第24条 条例第20条第4号の規則で定める区域は、次に掲げるものとする。

- (1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する国定公園（普通地域を除く。）
- (2) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する原生自然環境保全地域および自然環境保全地域
- (3) 都市公園法（昭和31年法律第79号）に規定する都市公園
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する地区計画の区域のうち、次に掲げる区域
 - ア 若草地区地区計画の区域
 - イ 野路西部地区地区計画の区域
 - ウ 追分丸尾地区地区計画の区域
 - エ 西渋川地区地区計画の区域
- (5) 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）に規定する沿道地区計画の区域
- (6) 集落地域整備法（昭和62年法律第63号）に規定する集落地区計画の区域
- (7) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）に規定する緑地保全地域および特別緑地保全地区
- (8) 河川法（昭和39年法律第167号）に規定する河川区域
- (9) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する史跡、名勝および天然記念物の指定地域、伝統的建造物群保存地区ならびに重要伝統的建造物群保存地区
- (10) 滋賀県立自然公園条例（昭和40年滋賀県条例第30号）に規定する滋賀県立

自然公園（普通地域を除く。）

- (11) 滋賀県自然環境保全条例（昭和48年滋賀県条例第42号）に規定する滋賀県自然環境保全地域および緑地環境保全地域
 - (12) 草津市の良好な環境保全条例（昭和53年草津市条例第26号）に規定する自然環境保全地区
 - (13) 滋賀県文化財保護条例に規定する滋賀県指定史跡、滋賀県指定名勝および滋賀県指定天然記念物の指定地域ならびに滋賀県選定伝統的建造物群保存地区
 - (14) 草津市文化財保護条例に規定する草津市指定史跡、草津市指定名勝および草津市指定天然記念物の指定地域
- （条例第20条第5号の規則で定める公共団体等）

第25条 条例第20条第5号の規則で定める公共団体は、次に掲げる公共団体とする。

- (1) 日本下水道事業団
- (2) 独立行政法人国立病院機構
- (3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (4) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (5) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (6) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (7) 独立行政法人都市再生機構
- (8) 独立行政法人水資源機構
- (9) 独立行政法人環境再生保全機構
- (10) 国立大学法人
- (11) 地方住宅供給公社
- (12) 地方道路公社
- (13) 土地開発公社
- (14) 地方独立行政法人

2 条例第20条第5号に規定する国の機関、地方公共団体その他規則で定める公共団体が行う行為で規則で定めるものは、条例第2条第4号の大規模建築物等の新築もしくは新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更（以下「新築等」という。）とする。

(変更命令および原状回復等命令)

第26条 法第17条第1項の規定による命令は、変更命令書(別記様式第15号)により行うものとする。

2 法第17条第5項の規定による命令は、原状回復等命令書(別記様式第16号)により行うものとする。

3 条例第23条ただし書に規定する場合は、法第17条第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合であって、当該命令の対象となる特定届出対象行為(同項に規定する特定届出対象行為をいう。)について第68条第1項の規定により景観影響調査書が提出され、同条第2項の規定により当該景観影響調査書の内容について既に草津市景観審議会の意見を聴いているときとする。

第4章 景観協定

(景観協定の認可)

第27条 条例第24条第1項の規定による景観協定の認可の申請は、景観協定認可申請書(別記様式第17号)を市長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、法第90条第1項の認可の申請にあつては、第3号に掲げる書類を提出することを要しない。

(1) 景観協定の協定書

(2) 景観協定の目的となる土地の区域(以下「景観協定区域」という。)を表示した図面

(3) 法第81条第1項に規定する土地所有者等(当該景観協定区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者を除く。)の景観協定に関する全員の合意を証する書類

(4) 景観協定区域内の土地の所在、地番、面積および地目ならびに法第81条第1項に規定する土地所有者等の住所および氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびにその名称および代表者の氏名)ならびにその有する権利の種類を記載した書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(景観協定の認可等の通知)

第28条 市長は、前条第1項の申請について認可をしたときは、その旨を景観協定認

可通知書（別記様式第18号）により当該認可を申請した者に通知するものとする。

（景観協定の変更の認可）

第29条 条例第24条第3項において準用する同条第1項の規定による法第84条第1項の認可の申請は、景観協定変更認可申請書（別記様式第19号）を市長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更後の景観協定の協定書
 - (2) 景観協定を変更する理由を記載した書面
 - (3) 景観協定区域を変更する場合には、変更後の景観協定区域を表示した図面
 - (4) 法第81条第1項に規定する土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）の全員の合意をもって景観協定を変更することを定めた書類の写し
 - (5) 景観協定区域内の土地の所在、地番、面積および地目ならびに法第81条第1項に規定する土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）の住所および氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびにその名称および代表者の氏名）ならびにその有する権利の種類を記載した書類
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- （景観協定の変更の認可等の通知）

第30条 市長は、前条第1項の申請について認可をしたときは、その旨を景観協定変更認可通知書（別記様式第20号）により当該認可を申請した者に通知するものとする。

（景観協定区域からの除外の届出）

第31条 法第85条第3項の規定による景観協定区域からの除外の届出は、景観協定借地権消滅等届出書（別記様式第21号）を市長に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 法第85条第1項の規定により景観協定区域から除外された場合 次に掲げる書類

ア 景観協定区域から除外された土地の区域を表示した図面

イ 法第 8 5 条第 1 項の規定に該当することを証する書面

(2) 法第 8 5 条第 2 項の規定により景観協定区域から除外された場合 次に掲げる書類

ア 景観協定区域から除外された土地の区域を表示した図面

イ 法第 8 5 条第 2 項の規定に該当することを証する書面

(景観協定への加入の意思表示)

第 3 2 条 法第 8 7 条第 1 項または第 2 項の規定による景観協定への加入の意思表示は、景観協定加入届出書（別記様式第 2 2 号）を市長に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 法第 8 7 条第 1 項の規定により景観協定への加入の意思表示をする場合 次に掲げる書類

ア 景観協定に加わろうとする者に係る土地の区域を表示した図面

イ 当該土地に係る土地所有者であることを証する書面

(2) 法第 8 7 条第 2 項の規定により景観協定への加入の意思表示をする場合 次に掲げる書類

ア 景観協定に加わろうとする者に係る土地の区域を表示した図面

イ 当該土地に係る法第 8 1 条第 1 項に規定する土地所有者等であることを証する書面

ウ 当該土地に係る法第 8 1 条第 1 項に規定する土地所有者等（当該景観協定区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者を除く。）土地所有者等の全員の合意を証する書面

(景観協定の廃止の認可)

第 3 3 条 条例第 2 4 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定による法第 8 8 条第 1 項の認可の申請は、景観協定廃止認可申請書（別記様式第 2 3 号）を市長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法第 8 1 条第 1 項に規定する土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）の過半数の合意をもって景観協定を廃止することを定めた書類の写し

- (2) 景観協定区域を表示した図面
- (3) 法第81条第1項に規定する土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）の全員の氏名および住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびにその名称および代表者の氏名）、その有する権利の種類ならびに景観協定区域内の土地の所在、地番、面積および地目を示す書類
- (4) その他市長が必要と認める書類
（景観協定の廃止の認可等の通知）

第34条 市長は、前条第1項の申請について認可をしたときは、その旨を景観協定廃止認可通知書（別記様式第24号）により当該認可を申請した者に通知するものとする。

第5章 景観重要建造物等

（景観重要建造物の指定の提案書）

第35条 省令第7条第1項に規定する景観重要建造物の指定の提案書は、景観重要建造物指定提案書（別記様式第25号）によるものとする。

（所有者等の意見）

第36条 法第19条第2項に規定する所有者の意見の提出は、景観重要建造物指定に関する意見書（別記様式第26号）により行うものとする。

（景観重要建造物として指定しない旨の通知）

第37条 法第20条第3項の規定による景観重要建造物として指定しない旨の通知は、景観重要建造物として指定しない旨の通知書（別記様式第27号）により行うものとする。

（景観重要建造物の指定の通知）

第38条 法第21条第1項の規定による景観重要建造物の指定の通知は、景観重要建造物指定通知書（別記様式第28号）により行うものとする。

（景観重要建造物の指定の告示）

第39条 条例第25条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定番号および指定の年月日
- (2) 景観重要建造物の名称
- (3) 景観重要建造物の所在地

(4) 指定の理由となった外観の特徴

(5) 法第19条第1項の土地その他の物件の範囲

(景観重要建造物を表示する標識)

第40条 法第21条第2項の標識は、景観重要建造物指定標識（別記様式第29号）によるものとする。

(景観重要建造物の現状変更の許可の申請)

第41条 法第22条第1項の許可を受けようとする者は、景観重要建造物現状変更許可申請書（別記様式第30号）を市長に提出しなければならない。申請した内容を変更するときも同様とする。

2 市長は、法第22条第1項に規定する許可をしたときは、景観重要建造物現状変更許可書（別記様式第31号）により、前項の規定による申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、法第22条第1項に規定する許可をしないこととしたときは、理由を付して景観重要建造物現状変更許可をしない旨の通知書（別記様式第32号）により、第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第42条 条例第28条第4号の管理の方法の基準として規則で定めるものは、次に掲げる基準とする。

(1) 景観重要建造物が滅失するおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して、当該景観重要建造物の滅失を防ぐ措置を講じること。

(2) 景観重要建造物を損傷するおそれのある枯損した木竹または危険な木竹は、速やかに伐採すること。

(3) 法第19条第1項に規定する土地その他の物件に存する樹木で、景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成しているものにあつては、条例第34条各号に掲げる基準に準じて管理すること。

(景観重要建造物の指定の解除の告示)

第43条 条例第30条第2項の規則で定める事項は、第39条各号（第4号を除く。）に掲げる事項ならびに指定の解除の理由および年月日とする。

(景観重要建造物の指定の解除の通知)

第44条 法第27条第3項の規定により準用する法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定解除通知書（別記様式第33号）により行うものとする。

（景観重要樹木の指定の提案書）

第45条 省令第12条第1項に規定する景観重要樹木の指定の提案書は、景観重要樹木指定提案書（別記様式第34号）によるものとする。

（所有者等の意見）

第46条 法第28条第2項に規定する所有者の意見は、景観重要樹木指定に関する意見書（別記様式第35号）により行うものとする。

（景観重要樹木として指定しない旨の通知）

第47条 法第29条第3項の規定による景観重要樹木として指定しない旨の通知は、景観重要樹木として指定しない旨の通知書（別記様式第36号）により行うものとする。

（景観重要樹木の指定の通知）

第48条 法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書（別記様式第37号）により行うものとする。

（景観重要樹木の指定の告示）

第49条 条例第31条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定番号および指定の年月日
- (2) 景観重要樹木の樹種
- (3) 景観重要樹木の所在地
- (4) 指定の理由となった樹容の特徴

（景観重要樹木を表示する標識）

第50条 法第30条第2項の標識は、景観重要樹木指定標識（別記様式第38号）により行うものとする。

（景観重要樹木の現状変更の許可の申請）

第51条 法第31条第1項の許可を受けようとする者は、景観重要樹木現状変更許可申請書（別記様式第39号）を市長に提出しなければならない。申請した内容を変更するときも同様とする。

2 市長は、法第31条第1項に規定する許可をしたときは、景観重要樹木現状変更許

可書（別記様式第40号）により、前項の規定による申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、法第31条第1項に規定する許可をしないこととしたときは、景観重要樹木現状変更許可をしない旨の通知書（別記様式第41号）により第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。

（景観重要樹木の管理の方法の基準）

第52条 条例第34条第3号の管理の方法の基準として規則で定めるものは、次に掲げる基準とする。

(1) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、その生育の状況を定期的に点検すること。

(2) 景観重要樹木が滅失、枯死等をするおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐ措置を講じること。

（景観重要樹木の指定の解除の告示）

第53条 条例第36条第2項の規則で定める事項は、第49条第1号から第3号までに掲げる事項ならびに指定の解除の理由および年月日とする。

（景観重要樹木の指定の解除の通知）

第54条 法第35条第3項の規定により準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定解除通知書（別記様式第42号）により行うものとする。

（景観重要建造物または景観重要樹木の所有者の変更の届出）

第55条 法第43条の規定による景観重要建造物または景観重要樹木の所有者の変更の届出は、景観重要建造物・景観重要樹木所有者変更届出書（別記様式第43号）により行うものとする。

第6章 景観づくり市民団体

（景観づくり市民団体の認定要件）

第56条 条例第38条第1項第6号の規則で定める要件は、次の各号に掲げる内容をいずれも含む規約が定められている団体であることとする。

- (1) 名称
- (2) 設立目的
- (3) 活動の内容

- (4) 事務所の所在地
- (5) 団体の構成員に関する事項
- (6) 役員の定数、任期、職務の分担および選任に関する事項
- (7) 会議に関する事項
- (8) 会計に関する事項

(景観づくり市民団体の認定申請)

第57条 条例第38条第2項の規定による景観づくり市民団体の認定の申請は、景観づくり市民団体認定申請書（別記様式第44号）に次の書類を添付し、市長に提出して行うものとする。

- (1) 団体の規約
- (2) 代表者および構成員の住所および氏名を記載した書類
- (3) 景観づくりに関する目標および考え方（当該団体の規約に記載されているときは、省略することができる。）ならびに活動計画等を記載した書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(景観づくり市民団体の認定等の通知)

第58条 市長は、条例第38条第2項の申請について認定をしたときは、その旨を景観づくり市民団体認定通知書（別記様式第45号）により当該認定を申請した者に通知するものとする。

(変更の届出)

第59条 条例第38条第3項の規定による届出は、景観づくり市民団体認定変更届出書（別記様式第46号）を市長に提出して行うものとする。

- 2 前項の景観づくり市民団体認定変更届出書には、第57条各号に掲げる書類のうちその内容が変更されたものを添付しなければならない。

(景観づくりの提案)

第60条 景観づくり市民団体は、条例第39条第1項に規定する景観づくりの提案または意見の提出をしようとするときは、景観づくりに関する提案書（別記様式第47号）を提出するものとする。

- 2 前項の提案書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 景観づくりに関する計画書

(2) その他市長が必要と認める書類

第7章 景観審議会

(審議会の会長)

第61条 草津市景観審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第62条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第63条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、専門部会の会務を総理し、専門部会を代表する。

(専門部会の議事)

第64条 第62条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

- 2 部会長は、特別の事項に関する調査審議を終了したときまたは会長が求めるときは、その結果または経過を会長に報告しなければならない。
- 3 審議会は、その議決により、専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(関係者の出席)

第65条 会長および部会長は、審議会および専門部会の議事に関して、必要があると

認めるときは、その会議に関係者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(委任)

第66条 この規則に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第8章 雑則

(身分証明書)

第67条 法第17条第8項および法第23条第3項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(別記様式第48号)によるものとする。

(景観影響調査)

第68条 法第16条第1項の規定による届出(景観計画に定める琵琶湖岸景観形成重点地区および田園ゾーン内における条例第2条第4号の大規模建築物等の新築等に係るものに限る。)をしようとする者は、市長が別に定める指針に従い、当該届出に係る行為が景観に与える影響の調査を行い、その調査の結果を記載した景観影響調査書(以下「調査書」という。)を作成し、当該届出の30日前までに市長に提出しなければならない。ただし、当該届出が次に掲げる行為に係るものであるときは、この限りでない。

- (1) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内で行われる行為
- (2) 環境影響評価法(平成9年法律第81号)第5条から第27条までの規定による環境影響評価に関する手続を経ている行為
- (3) 滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第6条から第22条までの規定による環境影響評価に関する手続を経ている行為

2 市長は、前項の規定による調査書の提出があったときは、当該調査書の内容について草津市景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 前2項の規定は、法第16条第5項の規定による通知(景観計画に定める琵琶湖岸景観形成重点地区および田園ゾーン内における条例第2条第4号の大規模建築物等の新築等に係るものに限る。)をしようとするものについて準用する。この場合において、第1項中「当該届出の30日前までに」とあるのは、「当該通知をするときに」と読み替えるものとする。

(省令第8条第1項第6号に掲げる事項を通知する方法)

第69条 省令第8条第2項の景観行政団体が定める方法は、同条第1項第6号に掲げる事項を示した縮尺2500分の1以上の図面を送付する方法とする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に法第16条第1項の規定により届け出られた行為については、第18条第1項の規定は適用しない。

付 則 (平成25年10月15日規則第52号)

この規則は、平成25年10月15日から施行する。

付 則 (平成28年1月20日規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第24条第12号および第68条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

別表 (第16条第2項関係)

行為の種類	図書		備考
	種類	明示すべき事項	
1 建築物 または工 作物 (以 下「建築 物等」と いう。) の新築、 新設、増 築、改築、 移転、外 観を変更 すること	付近見取図	方位、道路、目標となる地 物および行為の位置	
	配置図 (おおむね 200分の1以上 の縮尺のもの)	方位、敷地の境界線、敷地 内の建築物等の位置および 規模、届出に係る建築物等 と他の建築物等の別ならび に緑化装置 (樹木の位置、 樹種および樹高)	行為の規模が大きい場合 適切に表示できない場合 には、当該行為の規模に応 じて、市長が適当と認める 縮尺の地図をもって代え ることができる。
	立面図 (おおむね 200分の1以上 の縮尺のもので、 着色したもの)	外周部の仕上材、色彩、開 口部の位置および附属設備	(1) 高さ13メートル以 上または4階建て以上 もしくは延床面積30 0平方メートル以上の

<p>となる修繕もしくは模様替または色彩の変更</p>		<p>建築物等に係る届出にあつては4面以上、その他のものにあつては2面以上とする。</p> <p>(2) 建築物等の移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更に係る届出にあつては、カラー写真に代えることができる。</p> <p>(3) 行為の規模が大きいため適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適当と認める縮尺の地図をもって代えることができる。</p>
	<p>透視図（着色したもの）</p>	<p>届出に係る建築物等および周辺の景観</p> <p>高さ13メートル以上または4階建て以上もしくは延床面積300平方メートル以上の建築物等に係る届出に限る。ただし、増築もしくは改築で小規模のもの、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更にあつては、カラー写真に代えることができる。</p>

	現況写真	行為地を含む周辺の状況が分かるカラー写真（撮影方向を配置図に示すこと。）	
2 開発行為または土地の開墾、土石の採取、鉦物の掘採その他土地の形質の変更	付近見取図	方位、道路、目標となる地物および行為の位置	
	地形図（おおむね500分の1以上の縮尺のもの）	方位、行為地を含む周辺の地形の現況、行為の区域および行為時における遮へい措置（遮へい物の種類、構造、位置および高さ（垣および柵については色彩、樹木については樹種））	行為の規模が大きいため適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適当と認める縮尺の地図をもって代えることができる。
	土地利用計画図（おおむね500分の1以上の縮尺のもの）	方位および行為後の土地利用計画（土石の採取または鉦物の掘採に類するものにあつては、事後措置）	行為の規模が大きいため適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適当と認める縮尺の地図をもって代えることができる。
	断面図（おおむね500分の1以上の縮尺のもの）	行為の前後における土地の縦断面図および横断面図	行為の規模が大きいため適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適当と認める縮尺の地図をもって代えることができる。
	のり面断面図（おおむね50分の1以上の縮尺のもの）	のり面の措置	行為の規模が大きいため適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適当と認める縮尺の地図をもって代え

			ることができる。
	現況写真	行為地を含む周辺の状況が分かるカラー写真（撮影方向を地形図に示すこと。）	
3 木竹の伐採	付近見取図	方位、道路、目標となる地物および行為の位置	
	現況図（おおむね500分の1以上の縮尺のもの）	方位、付近の土地利用の状況（森林を含む場合は、おおむねの樹種および樹高を示すこと。）、伐採区域ならびに伐採する木竹の種類および高さ	行為の規模が大きいため適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の地図をもって代えることができる。
	現況写真	行為地を含む周辺の状況が分かるカラー写真（撮影方向を地形図に示すこと。）	
4 屋外における物件の堆積	付近見取図	方位、道路、目標となる地物および行為の位置	
	配置図（おおむね200分の1以上の縮尺のもの）	方位、敷地の境界線、物件の堆積する位置および高さならびに遮へい措置（遮へい物の種類、構造、位置および高さ（垣および柵については色彩、樹木については樹種））	行為の規模が大きいため適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の地図をもって代えることができる。
	現況写真	行為地を含む周辺の状況が分かるカラー写真（撮影方向を配置図に示すこと。）	
5 水面の埋立てま	付近見取図	方位、道路、目標となる地物および行為の位置	

たは干拓	地形図（おおむね500分の1以上の縮尺のもの）	方位、行為地を含む周辺の地形の現況および行為の区域	行為の規模が大きいため適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適当と認める縮尺の地図をもって代えることができる。
	土地利用計画図（おおむね500分の1以上の縮尺のもの）	方位および行為後の土地利用計画	行為の規模が大きいため適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適当と認める縮尺の地図をもって代えることができる。
	断面図（おおむね500分の1以上の縮尺のもの）	行為の前後における土地の縦断面図および横断面図	行為の規模が大きいため適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適当と認める縮尺の地図をもって代えることができる。
	のり面断面図（おおむね50分の1以上の縮尺のもの）	のり面の措置	行為の規模が大きいため適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適当と認める縮尺の地図をもって代えることができる。
	現況写真	行為地を含む周辺の状況が分かるカラー写真（撮影方向を地形図に示すこと。）	

別記様式第1号～第48号（略）